

## 《感染症対策について》

新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、令和2年2月25日より平時の感染症対策に加え、法人内施設にて以下の対応をしておりました。

### ◆入居者様の発熱時の対応について

- ・発熱時には、原則個室隔離を行いました。

### ◆職員の対応について

- ・以前から職員の健康状況を出勤時に記録しておりましたが、新たに「体温」の数値の記入を行い、発熱などが認められる場合には出勤停止としておりました。
- ・施設内では手洗い・うがい・消毒を行い、常時マスクの着用を義務付けておりました。
- ・令和2年2月25日以降、社内会議・研修等は中止し、不要不急の外出は行わないように職員に指示しておりました。
- ・新型コロナウイルスに関する情報の周知（ウイルスについて、感染経路、経路別予防対策など）を行いました。

### ◆レクリエーションについて

- ・外出や外部ボランティア様を招いてのレクリエーションを中止しておりました。

### ◆面会・外出制限について

- ・感染防止を徹底するため、入居者様の受診等を除く不要不急の外出や面会を控えて頂いておりました。
- ・発熱・咳・嘔吐・下痢等の症状がある場合には、玄関先での対応含め、来所は控えて頂いておりました。

### 【緊急時等で来所をご希望の際】

- ・来所前には検温を行って頂き、また施設入口にて体温計測を行い、発熱が無い事を確認させて頂いておりました。
- ・手洗い・うがい・消毒・マスクの着用を義務付けておりました。